

## 資料 1

2023年6月  
九州電力株式会社

### 2023年度 原子力事業者防災業務計画修正に係るコメント回答について

2023年5月19日の原子力事業者防災業務計画修正に係る面談において、原子力規制庁殿から頂いたコメントをもとに、以下の項目について検討を行いました。

1. その他の原子力防災資機材点検頻度等見直しについて（別紙1）

その他の原子力防災資機材の点検頻度について、玄海と川内で相違があったことから、点検頻度の統一方針を定め、その方針に基づき点検頻度の見直しを行い、玄海と川内で統一を図りました。

2. 地震情報反映に伴う通報連絡様式の修正について（別紙2）

先行電力の修正案を基に、当社通報連絡様式に同様な修正を加え、反映を行いました。

（AL連絡、AL発生後の経過連絡、特定事象通報、25条報告）

3. 川内原子力発電所 後方支援拠点候補地の見直しについて（別紙3）

後方支援拠点候補地の見直しについて整理した結果を取り纏めました。

以上

## その他の原子力防災資機材点検頻度等見直しについて

原子力事業者防災業務計画に定める「その他の原子力防災資機材（発電所）」の点検頻度について、玄海と川内を比較し異なる箇所があったことから、以下のとおり点検頻度等を見直す。

- その他の原子力防災資機材は、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」において以下のとおり定義されている。

**防災業務計画等命令第2条第1項第6号**

原災法第11条第2項の規定に基づく原子力防災資機材及び原子力災害が発生した場合に事故収束活動に必要な原子力防災資機材（以下「その他の原子力防災資機材」という。）についての備付け、保守点検方針等について定められていること。

**【解説】**

- ・ その他の原子力防災資機材について、重大事故等に対処するための資材及び機材を整備している場合は、整備した主な資材又は機材を含め明確にされていること。
- ・ 原子力防災資機材及びその他の原子力防災資機材の備付けについては、品名ごとの数量及び保管場所について明確にされていること。
- ・ 原子力防災資機材及びその他の原子力防災資機材の保守点検方針については、点検頻度、点検内容、故障した場合の措置等の概要について明確にされていること。  
なお、詳細な保守点検については、必要に応じ別に定める文書にて明確にされていること。
- ・ 原災法第11条第3項の規定に基づく原子力防災資機材の現況届出の手続について明確にされていること。

- 当社におけるその他の原子力防災資機材（発電所）については、原災法に基づき事故収束活動に必要な資機材で、保安規定第83条、第17条の6及び7に該当する設備のうち、可搬型の設備や資機材に加え、自治体からの要求も踏まえた資機材等を配備し、存否・外観点検及び機能点検を実施している。

※保安規定第83条：重大事故等対処設備

第17条の6：重大事故等発生時の体制の整備

第17条の7：大規模損壊発生時の体制の整備

- 原子力事業者防災業務計画におけるその他の原子力防災資機材（発電所）の点検頻度は、玄海、川内原子力発電所が規定文書で定める点検頻度を記載していたが、一部点検頻度等が異なる箇所があったことから、以下の方針で見直しを行った。また、見直しにあたっては、その他の原子力防災資機材（発電所）の保管状況を確認し、資機材の機能に影響を与える保管状況の差はないことから、玄海と川内の点検頻度を統一することが可能であると判断した。

**【点検頻度の統一方針】**

	在否・外観点検頻度	機能点検頻度
・保安規定第83条 該当資機材	保安規定第13条に基づく 点検頻度	保安規定第83条に基づく 点検頻度
・保安規定第17条 該当資機材 ・自治体要求 資機材 等	社内規定文書で定める 統一的な点検頻度	社内規定文書で定める 統一的な点検頻度

その他の原子力防災資機材(発電所)

資機材名	保安規定 83条の SA 設備	在否・外観点検 頻度 【現状】		現状の点検頻度の記載 の根拠	在否・外観点検 頻度 【変更後】		変更理由	機能点検頻度 【現状】		現状の点検頻度の記載 の根拠	機能点検頻度 【変更後】		変更理由	備考
		玄海	川内		玄海	川内		玄海	川内		玄海	川内		
水中ポンプ		6 か月 1 回		保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	6 か月 1 回		変更なし	年1回		保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	年1回		変更なし	玄海のみ の設備 (玄海1/2号資 機材)
ディーゼルエンジン発電機		6 か月 1 回		保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	6 か月 1 回		変更なし	年1回		保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	年1回		変更なし	玄海のみ の設備 (玄海1/2号資 機材)
可搬型電動低圧注入ポンプ (可搬型電動ポンプ用発電機含む。)	○		6 か月 1 回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度		月1回	保安規定第13条に 基づく点検頻度		年1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度		年1回	保安規定第83条に 基づく点検頻度	川内のみ の設備
可搬型ディーゼル注入ポンプ	○	6 か月 1 回	6 か月 1 回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	月1回	月1回	保安規定第13条に 基づく点検頻度	年1回	年1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	年1回	年1回	保安規定第83条に 基づく点検頻度	
移動式大容量ポンプ車	○	6 か月 1 回	6 か月 1 回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	月1回	月1回	保安規定第13条に 基づく点検頻度	年1回	年1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	年1回	年1回	保安規定第83条に 基づく点検頻度	
放水砲	○	6 か月 1 回	6 か月 1 回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	月1回	月1回	保安規定第13条に 基づく点検頻度	-	年1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	3 か月 1 回	3 か月 1 回	保安規定第83条に 基づく点検頻度	
中間受槽	○	6 か月 1 回	6 か月 1 回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	月1回	月1回	保安規定第13条に 基づく点検頻度	-	年1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	3 か月 1 回	3 か月 1 回	保安規定第83条に 基づく点検頻度	
取水用水中ポンプ	○	6 か月 1 回	6 か月 1 回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	月1回	月1回	保安規定第13条に 基づく点検頻度	年1回	年1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	年1回	年1回	保安規定第83条に 基づく点検頻度	
【玄海】 水中ポンプ用発電機	○	6 か月 1 回	6 か月 1 回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	月1回	月1回	保安規定第13条に 基づく点検頻度	年1回	年1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	年1回	年1回	保安規定第83条に 基づく点検頻度	
【川内】 ・取水用水中ポンプ用発電機 ・使用済燃料ピット及び復水タンク補 給用水中ポンプ用発電機														
復水タンク(ピット)補給用水中ポンプ	○	6 か月 1 回	6 か月 1 回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	月1回	月1回	保安規定第13条に 基づく点検頻度	年1回	年1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	年1回	年1回	保安規定第83条に 基づく点検頻度	
使用済燃料ピット補給用水中ポンプ	○	6 か月 1 回	6 か月 1 回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	月1回	月1回	保安規定第13条に 基づく点検頻度	年1回	年1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	年1回	年1回	保安規定第83条に 基づく点検頻度	
使用済燃料ピットスプレイヘッダ	○	6 か月 1 回	6 か月 1 回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	月1回	月1回	保安規定第13条に 基づく点検頻度	3 か月 1 回 (任意の 1台)	年1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	3 か月 1 回	3 か月 1 回	保安規定第83条に 基づく点検頻度	
可搬型バッテリー(加圧器逃がし弁用)	○	月1回	6 か月 1 回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	月1回	月1回	保安規定第13条に 基づく点検頻度	3 か月 1 回	年1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	3 か月 1 回	3 か月 1 回	保安規定第83条に 基づく点検頻度	
窒素ポンベ(加圧器逃がし弁用)	○	6 か月 1 回	6 か月 1 回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	月1回	月1回	保安規定第13条に 基づく点検頻度	3 か月 1 回	年1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	3 か月 1 回	3 か月 1 回	保安規定第83条に 基づく点検頻度	
窒素ポンベ (原子炉補機冷却水サージタンク用)	○	6 か月 1 回	6 か月 1 回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	月1回	月1回	保安規定第13条に 基づく点検頻度	3 か月 1 回	年1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	3 か月 1 回	3 か月 1 回	保安規定第83条に 基づく点検頻度	
【玄海】 窒素ポンベ(事故時試料採取設備弁 用)	○	6 か月 1 回	-	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	月1回	月1回	保安規定第13条に 基づく点検頻度	3 か月 1 回	-	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	3 か月 1 回	3 か月 1 回	保安規定第83条に 基づく点検頻度	
【川内】 窒素ポンベ(事故後サンプリング設備 弁用)														

資機材名	保安規定 83条の SA 設備	在否・外観点検 頻度 【現状】		現状の点検頻度の記載 の根拠	在否・外観点検 頻度 【変更後】		変更理由	機能点検頻度 【現状】		現状の点検頻度の記載 の根拠	機能点検頻度 【変更後】		変更理由	備考
		玄海	川内		玄海	川内		玄海	川内		玄海	川内		
窒素ポンベ (アニュラス空気浄化ファン併用)	○	6 か月 1 回	6 か月 1 回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	月 1 回	月 1 回	保安規定第13条に 基づく点検頻度	3 か月 1 回	年 1 回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	3 か月 1 回	3 か月 1 回	保安規定第83条に 基づく点検頻度	
可搬型ガスサンプリング冷却器用冷 却ポンプ	○	6 か月 1 回	6 か月 1 回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	月 1 回	月 1 回	保安規定第13条に 基づく点検頻度	定事検 毎	年 1 回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	定事検 毎	定事検 毎	保安規定第83条に 基づく点検頻度	
発電機車 (高圧発電機車又は中容量発電機車)	○	6 か月 1 回	6 か月 1 回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	月 1 回	月 1 回	保安規定第13条に 基づく点検頻度	年 1 回	年 1 回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	年 1 回	年 1 回	保安規定第83条に 基づく点検頻度	
直流電源用発電機	○	6 か月 1 回	6 か月 1 回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	月 1 回	月 1 回	保安規定第13条に 基づく点検頻度	年 1 回	年 1 回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	年 1 回	年 1 回	保安規定第83条に 基づく点検頻度	
可搬型直流変換器	○	6 か月 1 回	6 か月 1 回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	月 1 回	月 1 回	保安規定第13条に 基づく点検頻度	3 か月 1 回	年 1 回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	3 か月 1 回	3 か月 1 回	保安規定第83条に 基づく点検頻度	
タンクローリ	○	6 か月 1 回	6 か月 1 回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	月 1 回	月 1 回	保安規定第13条に 基づく点検頻度	3 か月 1 回	年 1 回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	3 か月 1 回	3 か月 1 回	保安規定第83条に 基づく点検頻度	
代替緊急時対策所用発電機	○	月 1 回		保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	月 1 回		保安規定第13条に 基づく点検頻度	3 か月 1 回		保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	年 1 回		保安規定第83条に 基づく点検頻度	玄海のみ設備
代替緊急時対策所空気浄化ファン	○	月 1 回		保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	月 1 回		保安規定第13条に 基づく点検頻度	3 か月 1 回		保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	3 か月 1 回		保安規定第83条に 基づく点検頻度	玄海のみ設備
緊急時対策所用発電機車	○		月 1 回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度		月 1 回	保安規定第13条に 基づく点検頻度		3 か月 1 回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度		年 1 回	保安規定第83条に 基づく点検頻度	川内のみ設備
代替緊急時対策所空気浄化フィルタ ユニット	○	月 1 回		保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	月 1 回		保安規定第13条に 基づく点検頻度	年 1 回		保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	年 1 回		保安規定第83条に 基づく点検頻度	玄海のみ設備
【玄海】 代替緊急時対策所加圧設備(空気ポ ンベ)	○	月 1 回	-	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	月 1 回	月 1 回	保安規定第13条に 基づく点検頻度	3 か月 1 回	-	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	3 か月 1 回	3 か月 1 回	保安規定第83条に 基づく点検頻度	
【川内】 空気ポンベ(緊急時対策所用)														
ホース展張回収車		-	6 か月 1 回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	6 か月 1 回	6 か月 1 回	社内規定文書で定 める統一的な点検 頻度	-	年 1 回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	年 1 回	年 1 回	社内規定文書で定 める統一的な点検 頻度	
小型放水砲		-	6 か月 1 回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	6 か月 1 回	6 か月 1 回	社内規定文書で定 める統一的な点検 頻度	-	年 1 回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	年 1 回	年 1 回	社内規定文書で定 める統一的な点検 頻度	
化学消防自動車		月 1 回	月 1 回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	月 1 回	月 1 回	変更なし	6 か月 1 回	6 か月 1 回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	6 か月 1 回	6 か月 1 回	変更なし	
小型動力ポンプ付水槽車		月 1 回	月 1 回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	月 1 回	月 1 回	変更なし	6 か月 1 回	6 か月 1 回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	6 か月 1 回	6 か月 1 回	変更なし	
ホイールローダ	○	6 か月 1 回	6 か月 1 回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	月 1 回	月 1 回	保安規定第13条に 基づく点検頻度	-	年 1 回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	3 か月 1 回	3 か月 1 回	保安規定第83条に 基づく点検頻度	
可搬型モニタリングポスト	○	月 1 回	月 1 回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	月 1 回	月 1 回	保安規定第13条に 基づく点検頻度	年 1 回	年 1 回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	年 1 回	年 1 回	保安規定第83条に 基づく点検頻度	
可搬型エリアモニタ	○	月 1 回	月 1 回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	月 1 回	月 1 回	保安規定第13条に 基づく点検頻度	年 1 回	年 1 回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	年 1 回	年 1 回	保安規定第83条に 基づく点検頻度	
可搬型よう素サンブラ	○		月 1 回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度		月 1 回	保安規定第13条に 基づく点検頻度		年 1 回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度		年 1 回	保安規定第83条に 基づく点検頻度	川内のみ設備
可搬型ダストサンブラ	○	-	月 1 回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	月 1 回	月 1 回	保安規定第13条に 基づく点検頻度	-	年 1 回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	年 1 回	年 1 回	保安規定第83条に 基づく点検頻度	

資機材名	保安規定 83条の SA設備	在否・外観点検 頻度 【現状】		現状の点検頻度の記載 の根拠	在否・外観点検 頻度 【変更後】		変更理由	機能点検頻度 【現状】		現状の点検頻度の記載 の根拠	機能点検頻度 【変更後】		変更理由	備考
		玄海	川内		玄海	川内		玄海	川内		玄海	川内		
NaIシンチレーションサーベイメータ	○	月1回	月1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	月1回	月1回	保安規定第13条に 基づく点検頻度	年1回	年1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	年1回	年1回	保安規定第83条に 基づく点検頻度	
GM汚染サーベイメータ	○	月1回	月1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	月1回	月1回	保安規定第13条に 基づく点検頻度	年1回	年1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	年1回	年1回	保安規定第83条に 基づく点検頻度	
ZnSシンチレーションサーベイメータ	○	月1回	月1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	月1回	月1回	保安規定第13条に 基づく点検頻度	年1回	年1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	年1回	年1回	保安規定第83条に 基づく点検頻度	
β線サーベイメータ	○		月1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度		月1回	保安規定第13条に 基づく点検頻度		年1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度		年1回	保安規定第83条に 基づく点検頻度	川内だけの設備
電離箱サーベイメータ	○	月1回	月1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	月1回	月1回	保安規定第13条に 基づく点検頻度	年1回	年1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	年1回	年1回	保安規定第83条に 基づく点検頻度	
中央制御室 酸素濃度計	○	月1回	月1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	月1回	月1回	保安規定第13条に 基づく点検頻度	3か月 1回	3か月 1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	3か月 1回	3か月 1回	保安規定第83条に 基づく点検頻度	
中央制御室 二酸化炭素濃度計	○	月1回	月1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	月1回	月1回	保安規定第13条に 基づく点検頻度	3か月 1回	3か月 1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	3か月 1回	3か月 1回	保安規定第83条に 基づく点検頻度	
【玄海】 代替緊急時対策所 酸素濃度計	○	月1回	月1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	月1回	月1回	保安規定第13条に 基づく点検頻度	3か月 1回	3か月 1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	3か月 1回	3か月 1回	保安規定第83条に 基づく点検頻度	
【川内】 緊急時対策所 酸素濃度計														
【玄海】 代替緊急時対策所 二酸化炭素濃度 計	○	月1回	月1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	月1回	月1回	保安規定第13条に 基づく点検頻度	3か月 1回	3か月 1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	3か月 1回	3か月 1回	保安規定第83条に 基づく点検頻度	
【川内】 緊急時対策所 二酸化炭素濃度計														
【玄海】 代替緊急時対策所エリアモニタ	○	月1回	月1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	月1回	月1回	保安規定第13条に 基づく点検頻度	年1回	年1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	年1回	年1回	保安規定第83条に 基づく点検頻度	
【川内】 緊急時対策所エリアモニタ														
可搬型気象観測装置	○	月1回	月1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	月1回	月1回	保安規定第13条に 基づく点検頻度	年1回	年1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	年1回	年1回	保安規定第83条に 基づく点検頻度	
可搬型格納容器水素濃度計測装置	○	月1回	6か月 1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	月1回	月1回	保安規定第13条に 基づく点検頻度	定事検 毎	年1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	定事検 毎	定事検 毎	保安規定第83条に 基づく点検頻度	
使用済燃料ピット水位(広域)(使用済 燃料ピット監視装置用空気供給シス テム含む。)	○	月1回	6か月 1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	月1回	月1回	保安規定第13条に 基づく点検頻度	定事検 毎	年1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	定事検 毎	定事検 毎	保安規定第83条に 基づく点検頻度	
【玄海】 使用済燃料ピット周辺線量率(低、 中、高レンジ)	○	月1回	月1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	月1回	月1回	保安規定第13条に 基づく点検頻度	定事検 毎	定事検 毎	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	定事検 毎	定事検 毎	保安規定第83条に 基づく点検頻度	
【川内】 使用済燃料ピット周辺線量率														
アニュラス水素濃度推定用可搬型線量率	○		月1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度		月1回	保安規定第13条に 基づく点検頻度		年1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度		年1回	保安規定第83条に 基づく点検頻度	川内だけの設備
原子炉補機冷却水サージタンク圧力 (SA)	○	月1回	6か月 1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	月1回	月1回	保安規定第13条に 基づく点検頻度	年1回	年1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	年1回	年1回	保安規定第83条に 基づく点検頻度	

資機材名	保安規定 83条の SA設備	在否・外観点検 頻度 【現状】		現状の点検頻度の記載 の根拠	在否・外観点検 頻度 【変更後】		変更理由	機能点検頻度 【現状】		現状の点検頻度の記載 の根拠	機能点検頻度 【変更後】		変更理由	備考
		玄海	川内		玄海	川内		玄海	川内		玄海	川内		
【玄海】 可搬型温度計測装置(データロガー)(格納 容器再循環ユニット入口温度/出口温度 (SA)用)	○	月1回	6か月 1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	月1回	月1回	保安規定第13条に 基づく点検頻度	年1回	年1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	年1回	年1回	保安規定第83条に 基づく点検頻度	
【川内】 可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニ ット入口温度/出口温度(SA)用)														
【玄海】 可搬型温度計測装置(データコレクタ)(格納 容器再循環ユニット入口温度/出口温度 (SA)用)	○	月1回	6か月 1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	月1回	月1回	保安規定第13条に 基づく点検頻度	年1回	年1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	年1回	年1回	保安規定第83条に 基づく点検頻度	
【川内】 データコレクタ(格納容器再循環ユニット 入口温度/出口温度(SA))														
ユニック車		—	6か月 1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	6か月 1回	6か月 1回	社内規定文書で定 める統一的な点検 頻度	—	年1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	年1回	年1回	社内規定文書で定 める統一的な点検 頻度	
フォークリフト		—	6か月 1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	6か月 1回	6か月 1回	社内規定文書で定 める統一的な点検 頻度	—	年1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	年1回	年1回	社内規定文書で定 める統一的な点検 頻度	
可搬型計測器 (温度、圧力、水位及び流量計測用)	○	月1回	6か月 1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	月1回	月1回	保安規定第13条に 基づく点検頻度	年1回	年1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	年1回	年1回	保安規定第83条に 基づく点検頻度	
可搬型計測器 (圧力、水位及び流量計測用)	○	月1回	6か月 1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	月1回	月1回	保安規定第13条に 基づく点検頻度	年1回	年1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	年1回	年1回	保安規定第83条に 基づく点検頻度	
値賀崎モニタ		月1回		保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	月1回		変更なし	年1回		保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	年1回		変更なし	自治体要求設備
1、2号放水口モニタ		月1回		保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	月1回		変更なし	年1回		保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	年1回		変更なし	自治体要求設備
3号放水口モニタ		月1回		保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	月1回		変更なし	年1回		保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	年1回		変更なし	自治体要求設備
4号放水口モニタ		月1回		保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	月1回		変更なし	年1回		保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度	年1回		変更なし	自治体要求設備
南防波堤モニタ(海側ポスト)			月1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度		月1回	変更なし		定事検 毎	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度		定事検 毎	変更なし	自治体要求設備
放水口モニタ			月1回	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度		月1回	変更なし		定事検 毎	保安規定に基づく社内 規定文書に定める頻度		定事検 毎	変更なし	自治体要求設備

## 警戒事態該当事象発生連絡

(第 報)

年 月 日

原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

警戒事態該当事象連絡

連絡者名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。

原子力事業所の名称及び場所	九州電力(株)玄海原子力発電所 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字浅湖 4112-1	
警戒事態該当事象の発生箇所	玄海原子力発電所 第 号炉	
警戒事態該当事象の発生時刻	年 月 日 時 分 (24時間表示)	
発生した警戒事態該当事象の概要	警戒事態該当事象の種類	<input type="checkbox"/> AL11 原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ <input type="checkbox"/> AL21 原子炉冷却材の漏えい <input type="checkbox"/> AL24 蒸気発生器給水機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL25 非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL42 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL53 重要区域での火災・ <sup>いっ</sup> 溢水による安全機能の一部喪失のおそれ <input type="checkbox"/> 外的事象 地震・津波以外の自然災害
	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他( )
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 発生前 (運転中、停止中、燃料取出後) 発生後 (運転中、停止中、燃料取出後) E C C S の作動状態 作動無し、作動有り (自動、手動)、作動失敗 格納容器排気筒モニタの指示値 (玄海3、4号炉は排気筒モニタ) 確認中、変化無し、変化有り ( cpm→ cpm) 補助建屋排気筒モニタの指示値 (玄海3、4号炉は設備が無いため記入不要) 確認中、変化無し、変化有り ( cpm→ cpm) モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り (最大値: nGy/h→ nGy/h、No. )
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報	<u>(玄海町において、震度6弱以上*の地震が発生した場合)</u> ※当該警戒事態該当事象の発生に関連していると思われる場合は、震度によらず観測用地震計による観測地震加速度を記入する。 観測用地震計による観測地震加速度 (地震応答観測装置 (3号機原子炉建屋基礎コンクリート上端部)) <u>【発生日時: 年 月 日 時 分】【確認中・検知あり・検知なし・点検中】</u> <u>【水平(X): gal/水平(Y): gal/鉛直(Z): gal】</u>	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(参考) 観測用地震計とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値は以下のとおり。

玄海3号機 EL+3.7m: 310gal (水平)、EL-18m: 170gal (水平)、80gal (鉛直)

玄海4号機 EL+3.7m: 220gal (水平)、EL-18m: 170gal (水平)、80gal (鉛直)

警戒事態該当事象発生後の経過連絡

(第 報)

年 月 日

原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

警戒事態該当事象  
発生後の経過連絡

連絡者名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

原子力災害対策指針に基づき、警戒事態該当事象発生後の経過を以下のとおり連絡します。

原子力事業所の名称 及び場所	九州電力(株)玄海原子力発電所 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字浅湖 4112-1
警戒事態該当事象の 発生箇所 (注1)	玄海原子力発電所 第 号炉
警戒事態該当事象の 発生時刻 (注1)	年 月 日 時 分 (24時間表示)
警戒事態該当事象の 種類 (注1)	
発生事象と対応の概要 (注2) (注3)	(対応日時、対応の概要)
その他の事項の対応 (注4)	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 玄海町において震度6弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず警戒事態該当事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計の加速度gal数(水平方向、鉛直方向)を記入する。

(注4) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

(参考) 観測用地震計とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値は以下のとおり。

玄海3号機 EL+3.7m : 310gal (水平)、EL-18m : 170gal (水平)、80gal (鉛直)

玄海4号機 EL+3.7m : 220gal (水平)、EL-18m : 170gal (水平)、80gal (鉛直)



年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

第 10 条通報

通報者名

連絡先

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所	九州電力(株)玄海原子力発電所 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字浅湖 4112-1																																										
特定事象の発生箇所	玄海原子力発電所 第 号炉																																										
特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分（24 時間表示）																																										
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	<table border="1"> <tr> <td>原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく基準</td> <td>原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項に基づく基準</td> </tr> <tr> <td>* □SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</td> <td>* □GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</td> </tr> <tr> <td>* □SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出</td> <td>* □GE02・SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出</td> </tr> <tr> <td>* □SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出</td> <td>* □GE03・SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出</td> </tr> <tr> <td>* □SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ</td> <td>* □GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出</td> </tr> <tr> <td>□SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能</td> <td>* □GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出</td> </tr> <tr> <td>□SE24 蒸気発生器給水機能の喪失</td> <td>* □GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故</td> </tr> <tr> <td>□SE25 非常用交流高圧母線の 30 分間以上喪失</td> <td>* □GE11 全ての原子炉停止操作の失敗</td> </tr> <tr> <td>□SE27 直流電源の部分喪失</td> <td>* □GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能</td> </tr> <tr> <td>* □SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失</td> <td>* □GE24 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能</td> </tr> <tr> <td>* □SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</td> <td>* □GE25 非常用交流高圧母線の 1 時間以上喪失</td> </tr> <tr> <td>□SE41 格納容器健全性喪失のおそれ</td> <td>* □GE27 全直流電源の 5 分間以上喪失</td> </tr> <tr> <td>* □SE42 2 つの障壁の喪失又は喪失のおそれ</td> <td>* □GE28 炉心損傷の検出</td> </tr> <tr> <td>□SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用</td> <td>* □GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失</td> </tr> <tr> <td>* □SE51 原子炉制御室他の一部機能喪失・警報喪失</td> <td>* □GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出</td> </tr> <tr> <td>□SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失</td> <td>* □GE41 格納容器圧力の異常上昇</td> </tr> <tr> <td>□SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失</td> <td>* □GE42 2 つの障壁の喪失及び 1 つの障壁の喪失又は喪失のおそれ</td> </tr> <tr> <td>* □SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生</td> <td>* □GE51 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失</td> </tr> <tr> <td></td> <td>* □GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">(注記：*は電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 2 項に該当する事象を示す。)</td> </tr> </table>	原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく基準	原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項に基づく基準	* □SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	* □GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	* □SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	* □GE02・SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出	* □SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	* □GE03・SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出	* □SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	* □GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	□SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能	* □GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	□SE24 蒸気発生器給水機能の喪失	* □GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故	□SE25 非常用交流高圧母線の 30 分間以上喪失	* □GE11 全ての原子炉停止操作の失敗	□SE27 直流電源の部分喪失	* □GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能	* □SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失	* □GE24 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能	* □SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	* □GE25 非常用交流高圧母線の 1 時間以上喪失	□SE41 格納容器健全性喪失のおそれ	* □GE27 全直流電源の 5 分間以上喪失	* □SE42 2 つの障壁の喪失又は喪失のおそれ	* □GE28 炉心損傷の検出	□SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用	* □GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失	* □SE51 原子炉制御室他の一部機能喪失・警報喪失	* □GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出	□SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失	* □GE41 格納容器圧力の異常上昇	□SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失	* □GE42 2 つの障壁の喪失及び 1 つの障壁の喪失又は喪失のおそれ	* □SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	* □GE51 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失		* □GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生		(注記：*は電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 2 項に該当する事象を示す。)	
	原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく基準	原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項に基づく基準																																									
	* □SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	* □GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇																																									
* □SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	* □GE02・SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出																																										
* □SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	* □GE03・SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出																																										
* □SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	* □GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出																																										
□SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能	* □GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出																																										
□SE24 蒸気発生器給水機能の喪失	* □GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故																																										
□SE25 非常用交流高圧母線の 30 分間以上喪失	* □GE11 全ての原子炉停止操作の失敗																																										
□SE27 直流電源の部分喪失	* □GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能																																										
* □SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失	* □GE24 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能																																										
* □SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	* □GE25 非常用交流高圧母線の 1 時間以上喪失																																										
□SE41 格納容器健全性喪失のおそれ	* □GE27 全直流電源の 5 分間以上喪失																																										
* □SE42 2 つの障壁の喪失又は喪失のおそれ	* □GE28 炉心損傷の検出																																										
□SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用	* □GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失																																										
* □SE51 原子炉制御室他の一部機能喪失・警報喪失	* □GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出																																										
□SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失	* □GE41 格納容器圧力の異常上昇																																										
□SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失	* □GE42 2 つの障壁の喪失及び 1 つの障壁の喪失又は喪失のおそれ																																										
* □SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	* □GE51 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失																																										
	* □GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生																																										
	(注記：*は電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 2 項に該当する事象を示す。)																																										
想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他（ ）																																										
検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 発生前（運転中、停止中、燃料取出後） 発生後（運転中、停止中、燃料取出後） E C C S の作動状況 作動無し、作動有り（自動、手動）、作動失敗 格納容器排気筒モニタの指示値（玄海 3、4 号炉は排気筒モニタ） 確認中、変化無し、変化有り（ cpm→ cpm） 補助建屋排気筒モニタの指示値（玄海 3、4 号炉は設備が無いため記入不要） 確認中、変化無し、変化有り（ cpm→ cpm） モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り（最大値： nGy/h→ nGy/h、No. ）																																										
その他特定事象の把握に参考となる情報	(玄海町において、震度 6 弱以上*の地震が発生した場合) ※当該特定事象の発生に関連していると思われる場合は、震度によらず観測用地震計による観測地震加速度を記入する。 観測用地震計による観測地震加速度（地震応答観測装置（3号機原子炉建屋基礎コンクリート上端部）） 【発生日時： 年 月 日 時 分】 【確認中・検知あり・検知なし・点検中】 【水平 (X) : gal/水平 (Y) : gal/鉛直 (Z) : gal】																																										

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(参考) 観測用地震計とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値は以下のとおり。

玄海 3 号機 EL+3.7m : 310gal (水平)、EL-18m : 170gal (水平)、80gal (鉛直)

玄海 4 号機 EL+3.7m : 220gal (水平)、EL-18m : 170gal (水平)、80gal (鉛直)



# 川内原子力発電所 後方支援拠点候補地の見直しについて

2 0 2 3 年 6 月  
九州電力株式会社

- ① 川内原子力発電所に係る原子力事業所災害対策支援拠点候補地（後方支援拠点：LSB）については、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点について（原子力規制委員会）」に基づき、異なる方位（北・東・南方面）で十分な広さを持つ候補地を確保する社内方針としており、北方面に「薩摩川内市湯田用地」、東方面に「薩摩川内市隈之城用地」を取得し、川内原子力発電所 原子力事業者防災業務計画に反映している。
- ② 今回、南方面のLSB候補地として、「いちき串木野市荒川用地」を取得したことから、業務計画に反映することとした。
- ③ 敷地面積が狭い3箇所（旧阿久根営業所用地、旧川内電力所保線所詰所用地、旧伊集院営業所用地）については、現地設営・運営訓練の結果、敷地面積が狭く単独での運営が難しいことや、これらの拠点を複数で立ち上げた場合において、他のLSB候補地から離れており、LSB運営に係る要員や資機材の融通等の速やかで円滑な連携を効率的に行う観点及び今後、他の用途で使用される可能性も否定できないこと等から、LSB候補地から取り下げることにした。
- ④ また、「宮里ヘリポート」については、陸路輸送が困難な場合等において、LSB候補地へ支援要員、資機材等の輸送を迅速に行うため取得した。今回、原子力防災に係る取り組みの充実の観点から、業務計画に反映することとした。

### ○規制庁殿コメント

発電所から遠い3箇所（旧阿久根営業所用地、旧川内電力所保線所詰所用地、旧伊集院営業所用地）を削除した場合、残るLSB候補地が約10km前後の位置となり、発電所からの距離が比較的近く、放射線の影響で全候補地が使用できない場合が考えられるのではないか。

### ○回答

内閣府の「原子力災害を想定した避難時間推計 基本的な考え方と手順ガイダンス H28年4月11日」において、空間放射線量率はUPZ内の45度方向で観測されているという結果がでており、当社のLSBで考えてみると、45度方向で空間線量率が上昇した場合、方位の異なる「薩摩川内市湯田用地」、「薩摩川内市隈之城用地」、「いちき串木野市荒川用地」が同時に使用できない状況となることは考えにくい。（参照：P4 配置図）

このことから、前頁のとおり、「旧阿久根営業所用地」、「旧川内電力所保線所詰所用地」、「旧伊集院営業所用地」をLSB候補地から削除し、「いちき串木野市荒川用地」を追加することで支援に関する体制を整備することとしたい。

### ○その他（オフサイトセンター、実働機関との連携について）

- ・ 川内OFCについては、発電所から約10kmの位置に設置されており、LSBとの連携（住民避難等）にあたって、情報の連携等の効果的な対応も可能と考えられる。
- ・ 実働機関（陸上自衛隊川内駐屯地）についても、発電所から約10kmの位置に設置されており、LSBとの連携にあたって、資機材の輸送等の効果的な対応も可能と考えられる。[参考：H28年度にへりによる空輸訓練を実施（資機材輸送：福岡空港→陸上自衛隊川内駐屯地→薩摩川内市隈之城用地）]

**原子力災害を想定した避難時間推計  
基本的な考え方と手順  
ガイドンス**

平成28年4月11日  
内閣府（原子力防災担当）

原子力災害を想定した避難時間推計基本的な考え方と手順 ガイドンス

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故後に観測された空間放射線量率の観測値（図 4-5）を踏まえると、OIL2に該当する範囲は概ねUPZ内の一定方向の45°内にあり、ETEで想定するセクターの範囲としては、UPZ内の一定方向45°を基本とし、それ以上やそれ以下に対象範囲が変わる場合も考慮して複数のケースを設定することが考えられる<sup>11</sup>。

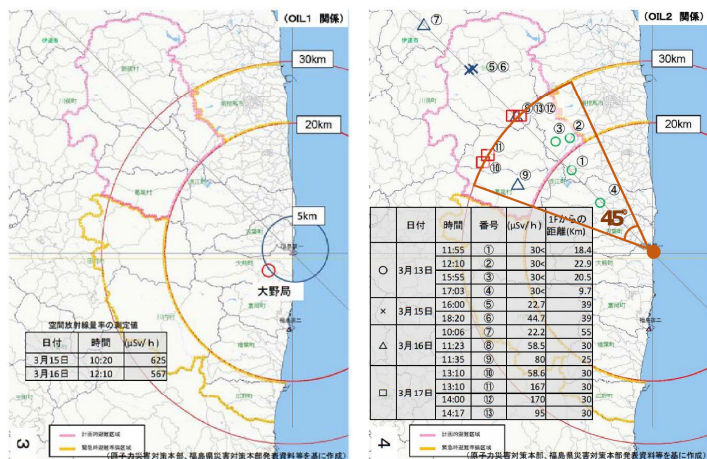


図 4-5 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故後に観測された空間放射線量率の観測値  
(左：OIL1 関係、右：OIL2 関係)

(出典)『防護措置の実施の判断基準 (OIL:運用上の介入レベル) の設定 (案)』第 6 回原子力災害対策等に関する検討チーム (平成 25 年 1 月 21 日) ,原子力規制委員会

(※) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故後に観測された OIL2 を超える空間放射線量率の範囲（図 4-5）を見ると、3 月 15 日の 16 時 00 分及び 18 時 20 分には北西 39km の飯館村において 22.7μSv/h 及び 44.7μSv/h の値が、3 月 16 日以降では北西や北西の 25km 以遠において 50μSv/h 以上の値を観測している。なお、3 月 15 日の 4 時 00 分の段階で南南西 43km に位置するいわき市において 23.7μSv/h の値が、同日の 12 時 00 分には西南西 22km の川内村において 20.5μSv/h の値が、それぞれ記録されているが、これはブルームの通過に伴う一時的な空間放射線量率の増加の可能性が高い [7] [8]。

<sup>11</sup> アメリカ海洋気象庁 (National Oceanic and Atmospheric Administration: NOAA) による風向の継続確率についての分析では、米国ではどの地域でも 2～4 時間以内に均等の確率で風向の変化が起きるとしている。また、注意すべき点として、周辺地域の降雨、風速状況、ブルームの移動に影響を及ぼす要素を挙げている。 [20]

原子力災害を想定した避難時間推計基本的な考え方と手順 ガイドンス

方位を目安に推計の対象とする区域を想定する際の参考として、排気筒から放出される放射性物質による地表での空気カーマ率<sup>12</sup>の分布のシミュレーション結果例を図 4-6 に示す。このシミュレーション結果例は、風向、風速、その他の気象条件が同様であって、放射性物質が定常的に放出され、かつ、地形が平坦であると仮定した場合の地表での空気カーマ率の分布を示している。このようなシミュレーション結果は主に希ガスの空間線量率における外部被ばくの線量推定に使用されている。

図 4-6 によると、風速 1.0m/s、放出高さ 60m、中程度の気象安定度を仮定した場合、原子力発電所から 5km 以遠では、2 方位 (45 度) よりも外側の区域では放射線から受けるエネルギー量が 100 万分の 1 以下程度となることがわかる。

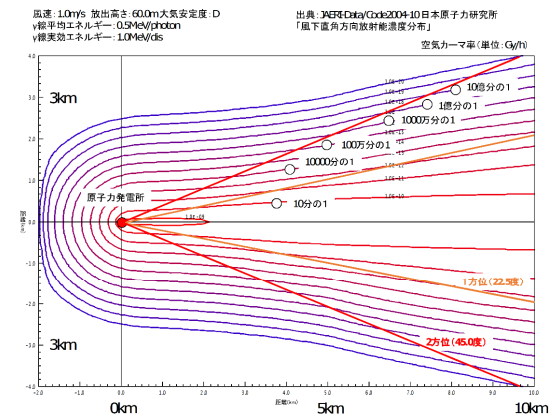


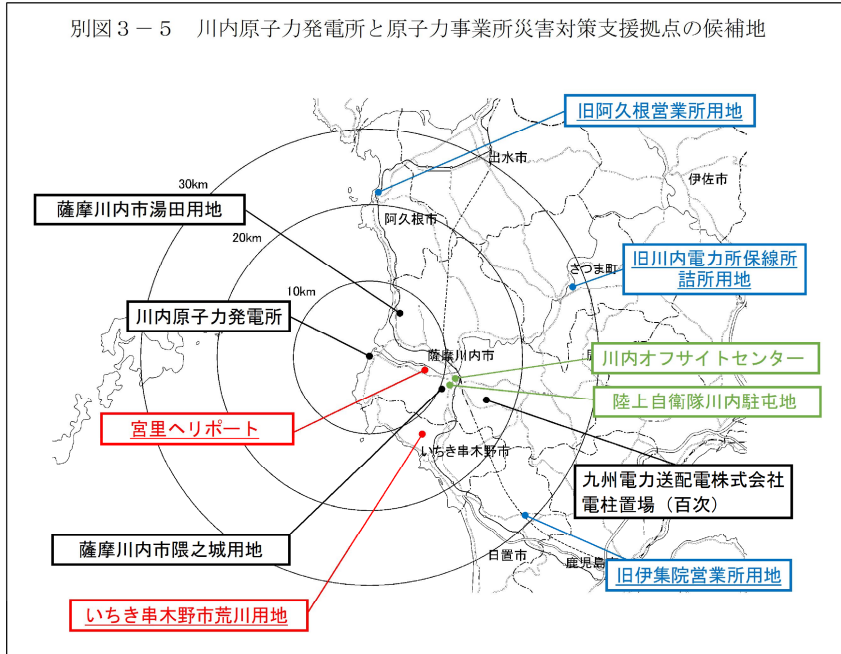
図 4-6 排気筒から放出される放射性物質からの等空気カーマ率分布図

※JAERI-Data/Code2004-10 日本原子力研究所「風下直角方向放射能濃度分布」 [9]をもとに方位等を加えて加工

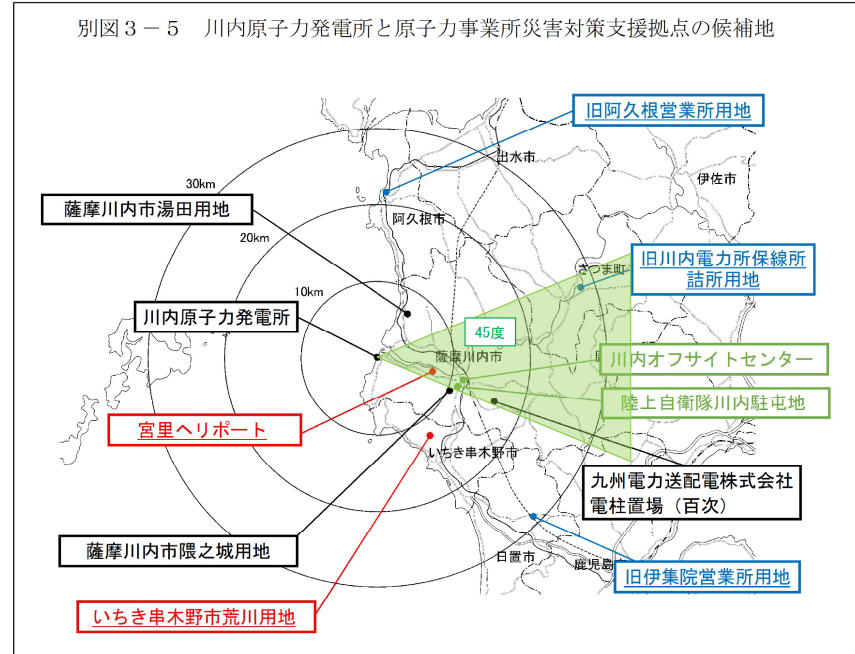
推計の対象とする区域は、全ての方向に対して同様に区域の設定を行い、区域に含まれる人口、避難の困難さなどを検討したうえで、地域の状況にあわせて防護措置上インパクトの大きいと思われる区域を複数抽出する。図 4-7 に推計の対象とする区域となるセクターの設定イメージを示す。

<sup>12</sup> 空気が単位時間に放射線から受けたエネルギーの量。単位は Gy/h。

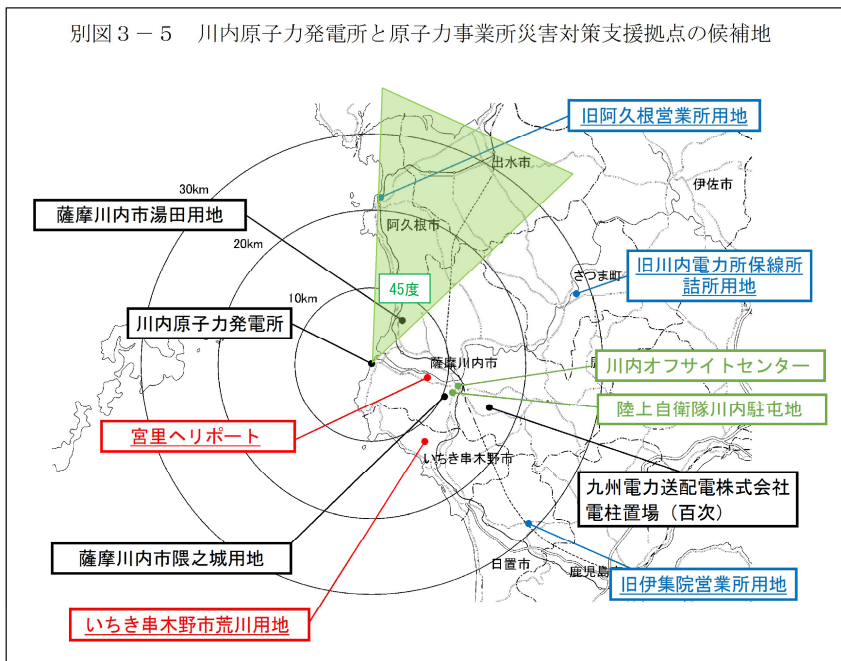
別図3-5 川内原子力発電所と原子力事業所災害対策支援拠点の候補地



別図3-5 川内原子力発電所と原子力事業所災害対策支援拠点の候補地



別図3-5 川内原子力発電所と原子力事業所災害対策支援拠点の候補地



別図3-5 川内原子力発電所と原子力事業所災害対策支援拠点の候補地

